

第4回 玉村町農業委員会議事録

【事務局長】

ただ今から、第4回玉村町農業委員会を開会いたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

【会長】

皆さんこんにちは。ようやく秋晴れが続く季節になりました。稲刈り等も始まっております。挨拶が少し長くなりますが、本日JAに米の情報等が入ってきましたので、共有いたします。まず今作られている米について、全農群馬として今週中に価格が出るそうです。今日あたり出る予定だったが、倉庫内に令和7年産の米がまだ3分の2ほど残っており、さらに麦も入っている。玉村町のあさひの夢は、10月22日からカントリーエレベーターの稼働が始まるが、倉庫に米が入らない状況にある。生のままで搬入か、乾燥させてから搬入するか、色々な手法があるが、農協に出せば、一般的には12月25日に生産されます。しかし、今年の場合はまだ概算金も出ていません。保管場所がないため玄米を受けても12月の生産ができない状況です。皆様もJAから、6月頃にどの品種を何平米作って米をいくら出荷するかという書類が届いていると思う。その書類を農協は受領している。しかし去年あたり、とある肥料屋に米を売った方からはその書類が出ていない。そうすると農協と契約している方とそうでない方では、どう単価設定をしたらいいのかという問題も生じてきます。去年の場合は32,700円相当で生産されましたが、その肥料屋では38,000円ぐらいで買ってもらっていたかもしれない。このような状況なので、その肥料屋も去年買った農家から、米が買えない状況にあると思う。よっていずれJAに集まってくると思われる。それらを振り分ける大変な作業が今後生じると思う。そうした中で、全農が群馬県のあさひの夢の単価を出せば、その単価が設定されます。去年が約32,000円でしたが、今年の米についてはカメムシ防除をおそらく1~2回は行っていると思います。その分の経費もかかっています。除草剤等の価格も20パーセント程度上がっています。さらに水利費も上がってます。かかる経費については国にも指標があり、それによると1俵あたり20,535円コストがかかるとされている。これだけ世の中が物価高になっている中で、国は4月過ぎにこの指標を出している。米を利用した製品、米以外の諸物価5,000種類が値上がりしている中、米だけがなぜ上がらないのかという話になる。今5キロで3,000円より安い米もある。つまり1キロ当たり500円。それを消費者が買っている。農家の方は単価がまだわからない状況の中で、農協、卸問屋等の手数料的な費用が20,530円に近くなるよう運動しているところです。こういう状況になると、小規模な米農家の方は、米を作るのを辞めてしまうという懸念がある。というのは小規模農家の方が所有する機械について、耐用年数の関係で修理に出そうとすると、機械代が30%上がっていて、修理費も20%上がっている。そうするとコンバインを修理しようとする30~40万はかかる。そうすると収入を得るには単価を上げてもらわないと困るという話になる。そういうことを考えると、小規模農家は高齢化に伴って減ってしまうと思う。いずれ3~年後に米不足が生じ、単価が30,000円になることも考えられるが、諸物価高騰で、多くの物が値上がりす中、米の単価はこんなものかと米農家は考えてしまう。こうした懸念

事項を皆様も考えておいてください。

玉村町は米麦の二毛作地帯であります。小麦はもう収穫されましたが、佐波伊勢崎のエリアは、さとのそらは1等のAランクで1俵あたり5,120円。これは交付金として皆様に還元されます。今後も米麦を両立していかなければ、農家としても手取りが増えない状況の中で、令和9年度の水田活用の交付金はまだ出されていない。国も色々考えているようだが、出せない状況です。今やっているWCSは1反80,000円です。だがこれだけ飽和状態になっていることで、みんな飼料用米、あるいはWCSに来年以降も仕向けていくような指標がある。そこを国がどう判断して80,000円を維持するのか100,000円になるのか、それが決まらないと米余り現象は解消できない状況です。その方針が良いのか悪いのか、皆さんも地域に戻って考えていただければ有り難い。今の農林水産大臣が失言問題で追求されており、今後国から農業振興に役立つ交付金が示される時期は不明ですが、期待していただければありがたいと思います。このように厳しい状況ですが、とにかく作業はもう始まっています。皆さんも怪我には気をつけて作業に従事してほしいと思います。それでは第4回の農業委員会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

【事務局長】

ありがとうございます。それでは、議事に入ります。会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

本日の出席委員は12名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 7番委員 8番委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員を指名します。

それでは、議事に入ります。議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第1号は、玉村農業振興地域整備計画の変更（農振除外）に関する意見聴取を予定しておりましたが、群馬県との再調整が必要になった案件がありますので、本日の議案からは削除し、来月以降の総会で審議することとします。以上です。

【議長】

では議案第1号が削除になりましたので、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第2号は農地法第3条第1項による許可申請についてです。

〈議案第2号番号1について説明〉

資料に基づく説明は以上ですが、本申請の譲受人は、申請地の西隣の自宅に居住しております。

純粋な庭用地や駐車場として使用するのは違法であると指導済みです。ただし、既に宅地部分とは塀で区切られており、そのような心配は不要であると考えます。説明は以上です。

【議長】

それでは、議案第2号番号1について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

番号1について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

番号1は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

〈議案第2号番号2について説明〉

資料に基づく説明は以上ですが、本申請の譲受人は法人です。農地法では、原則として個人でなければ農地の所有権を取得できませんが、法律で定められた4要件（法人形態要件・事業要件・構成員要件・役員要件）を満たした法人（農地所有適格法人）に限り、所有権を含めた農地の権利取得が認められています。

申請法人は町内で手広く農業を行っている法人の関連法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしているため問題はないと考えます。説明は以上です。

【議長】

ただいま事務局より農地所有適格法人についての説明がありましたが、法人で取得する案件は年間通しても数件あるかどうかです。一般的には個人で取得することが多いが、申請法人は親会社の農業部門を担っており、この度農地を取得することとなったようです。

それでは、議案第2号番号2について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

番号2について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

番号2は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号番号1の審議に入りますが、本申請は9番委員が利害関係人となるため、9番委員は一時退席をお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第3号番号1 農地法第5条の許可申請について説明します。

令和8年9月24日受付。一般住宅用地として売買するための農地転用です。

〈譲受人、譲渡人、申請地について説明〉

申請理由は、申請地を一般住宅用地として売却するため、5条転用を申請したいとのことです。農地の判断については、市街化区域に近接する第2種農地に該当するため、転用しても問題ないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。

農振の除外は昭和56年以前であり、目的等は不明ですが、関係部署とは協議済みです。議案第3号番号1については以上です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

【農地部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第3号番号1について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

議案第3号番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

議案第3号番号1は、許可相当と決定いたします。

次に議案第4号について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第4号について説明します。

「令和9年度玉村町農業施策に関する意見書（案）」をご覧ください。

これは、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定に基づき、玉村町農業委員会として、玉村町における農地利用の最適化および農業振興を図るための必要な施策について、町長に対し意見を述べるというもので、毎年提出しております。基本的には農業に対し、しっかり町として支援してほしいという意見書ですが、農業全体に関わる内容をカバーしている意見書を毎年提出しており、また時間の都合もありますので、昨年度の意見書から修正若しくは追加した箇所に絞って説明させていただきます。

（意見書の内容について説明）

なお、完成した意見書は町長に直接提出しますので、提出の際は会長・副会長はご臨席をお願いします。説明は以上です。

【議長】

令和9年度玉村町農業施策に関する意見書についての説明がありました。これは玉村町農業委員会として、令和9年度に向けた予算要求に向けた農業提言ということで書かれておりますので、皆さんと協議したいと思いますが、まず私の方からスマート農業・省力化技術の導入支援という項目について話をさせていただきます。水田農業について、上陽エリアは広桃用水を使っており、玉村芝根については天狗岩用水を使用している。これらの用水を使っていますが、非常に水量が少なくなってしまった場合や、災害的な豪雨があると、門扉の開け閉めをすることがある。高崎の榎町、道の駅玉村宿の近く、そして女子大の裏に計3つの大きい堰がある。その大きい堰を使って、水田農業をやっていますが、まず榎町については板井から五料まで行く本線となります。道の駅の脇にある水系は宇貫・八幡原・角淵の大胡線の西エリアに供給される。女子大裏の堰は大胡線よりも東側の圃場でゴルフ場の北、軍配山・梨の木山の周辺の一帯に供給される。以上3つ堰を設けているが、その第一堰に導入されている蛭堀排水門に遠隔操作のシステムが導入され、町職員がスマホから操作できるようになった。こうした技術の導入がここに書かれておりますので、ご承知ください。

それでは、議案第4号について皆様からご意見はありますか。

【4番委員】

玉村町は榎町・一堰・二堰と堰が3つですよね。最終的にゴルフ場の所で排水している。途中に堰を設けて、五料方面の地域等がもう少し早く潤えるように検討してはどうか。上流に堰があると、こちらに流れてきても水量が少ないことがある。第三堰を作れば状況が改善されるのではないか。道路事情や地形的な問題、天狗岩との協議も必要になると思うが、下流の方も潤って田植えが同時にできるようになれば良いと思う。そう簡単にできることとは思わないが、意見させていただいた。

【議長】

確かに4番委員の言うとおりで、五料飯倉地区は7月にならないと水が来ない。水系については、土地改良で断面的な設計が行われているが、川井や飯倉方面の水量が少ない。水田農業には本当に水が必要なので、今後町としても各種政策の中で考えてほしいと思いますのでよろしくお願いいたします。

他にご意見はありますか。

【2番委員】

この意見書を見ると全て「要望する」という言葉で終わっている。物価高騰対策の部分で記載されている町独自の補助金の創設・実施もそうだが、これまでの会長の話でも物価高で続けられない農家さんもあるということなので、単に「要望する」ではなく、もっと強い言葉で訴えてはどうでしょうか。

【議長】

確かに2番委員の言うとおりで「要望する」という表現を使用している。当然物価高そのものについては農業者・消費者の立場から見ても、昨今の物価高には堪えられないという実感があり

ますので、事務局の方で修正するという事でよろしいでしょうか。

【事務局】

強調して伝えられるように修正させていただきます。

【議長】

他にありますか。

（意見なし）

提出は予算要求に間に合うよう11月中旬になる。本日出た意見を反映させ、完成した意見書を町長に手渡すということであります。何かお気づきの点が生じたら事務局の方に連絡をしていただければ修正可能なのでよろしくお願いいたします。それでは概略が決まったので、ご承知願いたいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項については事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項1

農地法第5条第1項第6号（市街化区域内農地の農地転用）の規定による届出の受理状況については、1件受理しております。

報告事項2

農地法第3条第3項第1号（相続による農地取得）の規定による届出の受理状況については、5件受理しております。

報告事項3

農地法第18条第6項（農地賃貸借の合意解約）の規定による届出の受理状況については、1件受理しております。

最後に、田から畑への地目変更の申し出を1件受理しておりますので報告させていただきます。こちらは既に現況は畑で利用されており、水利費も脱退済みで、登記地目も変更済みです。報告事項につきましては以上です。

【議長】

それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

（質疑応答なし）

それでは、報告事項について終了とします。

続いて、次第6その他についてです。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

・農業委員会活動記録簿への記載について説明

- ・産業祭の協力依頼について説明
- ・食育推進事業について保健センター職員より説明

最後に毎年実施している玉村カレーに関する事業についてですが、例年は玉葱とじゃがいもを定植していたが、玉葱については長期保存が難しいなどの問題があるため、今後はじゃがいものみにしようと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

その他事項については以上です。

【議長】

活動記録簿について事務局から説明がありましたが、忘れずに提出するようにしてください。

また、産業祭についてもご協力をお願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局長】

これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。